

特許・意匠・商標制度の見直し

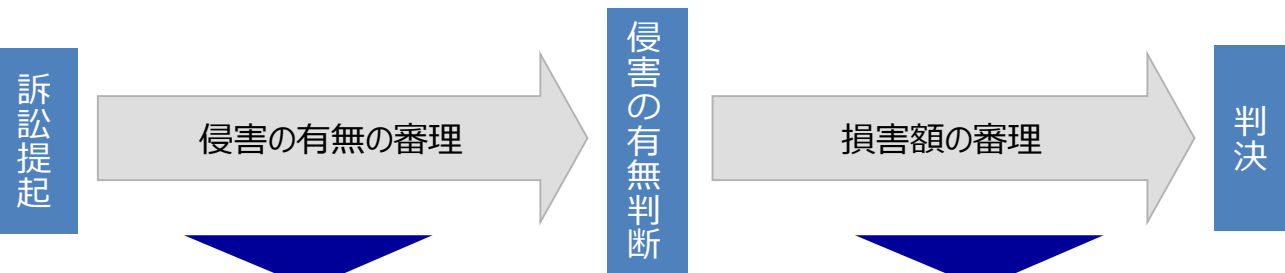
デジタル革命により業種の垣根が崩れ、オープンイノベーションが進む中、中小・ベンチャー企業が優れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大。せっかく取得した特許で大切な技術を守れるよう、訴訟制度を改善する。

優良な顧客体験が競争力の源泉として重要性を高める中、デジタル技術を活用したデザイン等の保護や、ブランド構築のため、意匠制度等を強化する。

1. 特許訴訟制度の充実

特許侵害の特殊性

- **侵害が容易**（特許は公開、物理的に盗む必要なし）
 - **立証が困難**（証拠は侵害者側に偏在）
 - **侵害を抑止しにくい**（刑事事件の起訴なし）
- ⇒ 「**侵害した者勝ち**」にならないよう配慮が必要



<証拠収集>

① 専門家による現地調査 【査証】

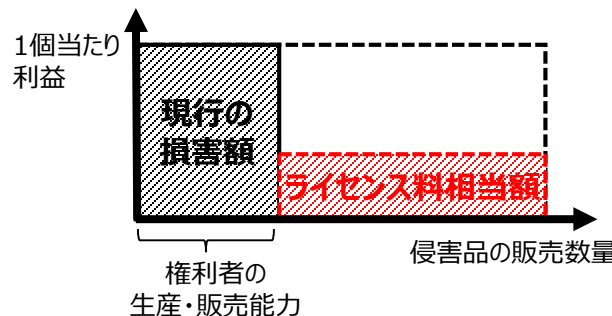
〔裁判所が中立公正な専門家を選定
侵害が疑われる者の施設へ立入り〕

- ✓ **製品を分解しても分からない、入手できない等の場合に有効**
 - 製造方法
 - BtoB製品
 - プログラム 等
- ✓ **要件は厳格に設定**
 - 侵害行為の立証に必要
 - 特許権侵害の蓋然性
 - 他の手段では証拠が十分に集まらない
 - 相手方の負担が過度にならないこと
- ✓ **秘密保護の仕組みを導入**
 - 専門家の選定にかかる異議申立て
 - 報告書中の秘密情報の黒塗り
 - 専門家の秘密漏洩に対する刑事罰

【特許法第105条の2等関係】

<損害賠償>

② 権利者の生産・販売能力等を 超える部分の損害を認定 (ライセンス料相当額)



- ✓ **中小・ベンチャー企業にも十分な賠償**

③ ライセンス料相当額の増額

- ✓ 特許が有効であり侵害されたことが裁判で認定されたことを考慮できる旨明記

【特許法第102条関係】
※実用新案法第29条、意匠法第39条、商標法第38条
においても同様に改正

2. 意匠制度の拡充

① 保護対象の拡充 【意匠法第2条、第8条の2関係】

✓ 物品に記録・表示されていない画像

例1) クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像



例2) 道路に投影された画像



✓ 建設物の外観・内装デザイン

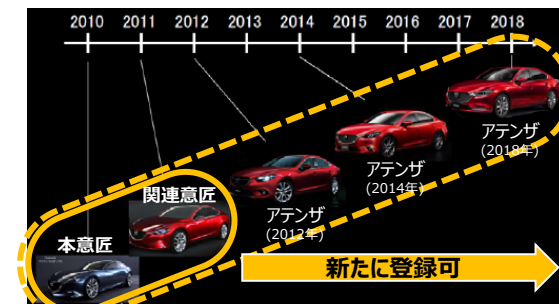
例3) 内装デザインによるブランド構築
(auショップ池袋西口駅前店)



特徴的な形状のテーブルやカウンター等を用い、それらの特徴が際立つ形で、全体的にオレンジと白の2色のみによる効果的な色彩を施し、統一感を実現している点が特徴。

② 関連意匠制度の拡充 【意匠法第10条関係】

- ✓ 長期に亘り、一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインを保護可能とする。
 - 本意匠の出願から10年以内であれば登録可（これまでは8か月程度）
 - 関連意匠にのみ類似する意匠であっても登録可



※関連意匠の存続期間は、いずれも本意匠の出願日から25年(改正後)まで

③ その他 【意匠法第7条、第21条、第38条等関係】

- ✓ 意匠権の存続期間を「登録日から20年」から「**出願日から25年**」にする。
- ✓ **複数の意匠を一括して出願**できる制度の導入
- ✓ **模倣品対策**
 - 取り締まりを回避する目的で侵害品を**構成部品に分割して製造・輸入等する行為も**取り締まれるようにする。 等



例4) 意匠登録を受けた美容用ローラー
改正後
侵害品を構成するボール部とハンドル部を分割して製造・輸入等した場合、一定の要件のもとで、**意匠権侵害とみなす。**

3. 商標制度の見直し

- ✓ 公益団体等（自治体、大学等）が自身を表示する著名な商標についてライセンスを認め、ブランド化を促進



例5) A B C大学の商標



をコップに用いる例

【商標法第31条関係】